

## 秋田県条例第二十号

秋田県北部老人福祉総合エリア条例等の一部を改正する条例

(秋田県北部老人福祉総合エリア条例の一部改正)

第一条 秋田県北部老人福祉総合エリア条例(平成十七年秋田県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号(一)の表中「一、三六〇円」を「一、四六〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六九〇円」に、「二、六二〇円」を「二、八二〇円」に、「九〇〇円」を「九七〇円」に、「一、一五〇円」を「一、三二〇円」に、「二、三二〇円」を「二、六六〇円」に、「三、一四〇円」を「三、六一〇円」に改め、同号(二)の表中「六一〇円」を「六六〇円」に改め、同号(三)の表中「三二〇円」を「三三〇円」に、「六三〇円」を「六八〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六九〇円」に、「三、一四〇円」を「三、三八〇円」に改め、別表第二号の表中「四五〇円」を「四八〇円」に改める。

(秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例の一部改正)

第二条 秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例(平成十七年秋田県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号(一)の表中「一、三六〇円」を「一、四六〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六九〇円」に、「二、六二〇円」を「二、八二〇円」に、「九〇〇円」を「九七〇円」に、「一、一五〇円」を「一、三二〇円」に、「二、三二〇円」を「二、六六〇円」に、「三、一四〇円」を「三、六一〇円」に改め、同号(二)の表中「二、八三〇円」を「三、〇五〇円」に、「六一〇円」を「六六〇円」に改め、同号(三)の表中「三二〇円」を「三三〇円」に、「六三〇円」を「六八〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六九〇円」に、「三、一四〇円」を「三、三八〇円」に改め、別表第二号の表中「四五〇円」を「四八〇円」に、「二二〇円」を「三三〇円」に、「三七〇円」を「四〇〇円」に、「五二〇円」を「五六〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、一三〇円」に、「一、八三〇円」を「一、九七〇円」に、「二、六二〇円」を「二、八二〇円」に、「二二〇円」を「三二〇円」に改める。

(秋田県南部老人福祉総合エリア条例の一部改正)

第三条 秋田県南部老人福祉総合エリア条例(平成十七年秋田県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一号(一)の表中「一、三六〇円」を「一、四六〇円」に、「一、一五〇円」を「一、三二〇円」に、「二、三二〇円」を「二、六六〇円」に、「三、一四〇円」を「三、六一〇円」に改め、同号(二)の表中「二、八三〇円」を「三、〇五〇円」に、「六一〇円」を「六六〇円」に改め、同号(三)の表中「三二〇円」を「三三〇円」に、「六三〇円」を「六八〇円」に、「一、五七〇円」を「一、六九〇円」に、「三、一四〇円」を「三、三八〇円」に改め、別表第二号の表中「四五〇円」を「四八〇円」に、「二二〇円」を「三三〇円」に、「三七〇円」を「四〇〇円」に、「五二〇円」を

「五六〇円」に、「一、〇五〇円」を「一、一三〇円」に、「一、八三〇円」を「一、九七〇円」に、「二、六二〇円」を「二、八二〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。